

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル 5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

新たな外国人材の受入れ制度がスタートしました。

2019年4月1日より新たな外国人材の受入れ制度がスタートし、**新しい在留資格「特定技能」**が創設されました。今回は、在留資格「特定技能」の概要と手続き上の重要なポイント2点について記します。今回の新しい在留資格の創設には、中小企業をはじめとした深刻な人手不足が背景にあり、企業努力で生産性向上や国内人材の確保を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れて人手不足の改善を図っていくことが目的にあります。「特定技能」には、1号と2号があり、それぞれ概要は以下の通りです。



特定技能 1号

特定産業分野に属する**相当程度の知識、または経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月または4か月ごとの更新、通算で**上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関または登録支援機関による**支援の対象**

1号特定技能外国人の受入れ手続き上で重要なポイント

ポイント① 「特定技能雇用契約」の締結が必要です。
(外国人の方に事前ガイダンスが必要)

ポイント② 「1号特定技能外国人支援計画」を策定し、出入国在留管理庁に申請し、認定を得ることが必要となります。
(ただし計画のすべてを実施することが困難な場合は、出入国在留管理庁に登録された登録支援機関に一部委託が可能)

なお、手続きの流れの詳細につきましては、下記資料、総務省「**新たな外国人材の受け入れについて**」4～6ページをご参照ください。

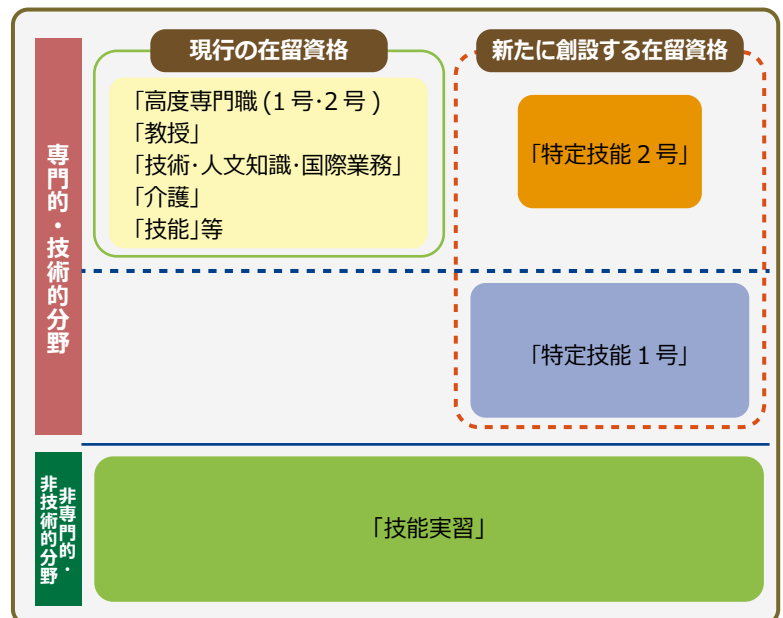
特定技能 2号

特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野【14分野】：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、**建設、造船・船用工業**、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（特定技能2号は**青字の2分野のみ**受入れ可）

特定技能 2号のポイント

- 詳しくは下記資料、総務省「**新たな外国人材の受け入れについて**」(PDF)の2ページをご参照ください。



今後の外国人材の受入れについて

政府は今回の新制度も活用して今後5年間で約34万5千人の外国人労働者の受入れを見込んでおります。しかしながら、法改正成立から4か月ほどでまだ日が浅く、外国人向けの相談窓口設置など準備不足との報道が見受けられます。今後は外国人の方が制度を理解し、日本で働きやすいよう環境整備を進めていくことが重要になってくるのではないのでしょうか。

資料

総務省「**新たな外国人材の受け入れについて**」 <http://www.moj.go.jp/content/001288931.pdf>

総務省「**在留資格「特定技能」が創設されます**」 <http://www.moj.go.jp/content/001290039.pdf>

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700